

# 知性的存在者における悪

——トマス・アキナスと天使の罪——

桑原直己

## 1 序

トマス・アキナスにとって、世界に悪が存在すること、とりわけ知性を具有する存在者たる人間や天使の「罪」という形での悪が存在することの意味は、自由の問題、ひいては神と被造物との間の超自然的な愛の問題と裏腹な関係にある。神はこれらの被造物を、自らとカリタスの関係にあるべきものとして、すなわち、友愛の愛 *amor amicitiae* と交わりとを以て自由に愛すべき対象として創造した。しかしながら、友愛の愛は相互的なものであるがゆえに、友愛の愛と交わりとを以て自由に愛されるべき被造物は、自由でなければならない。そして、自由な被造物を創造するためには、神はそれらに過ちを犯し得る可能性を含む自由を与えなければならなかった<sup>1)</sup>。

他方、トマスは一般に「主知主義者」として知られている。知性と意志との関係、一般的に言って認識ないしは把捉と欲求との関係についての彼の立場は、「欲求は、把捉的形相にしたがう」という標語のもとに理解される。すなわちトマスによれば、欲求は、感覚によって、あるいは知性によって善として把捉され、提示された対象について発動する。ゆえに、「ちょうど自然本性的欲求が自然本性的形相にしたがうように、感覚的、あるいは理性的、ないしは知性的欲求は、把捉的形相にしたがう (S. T. I q. 63 a. 1)」のである。彼のこのような立場は、「誰も悪を悪と知りつつ為す者はいない」という、一般にソクラテスに帰されるところの悪名高い「主知主義」のテーゼに結びつくように思われる。この立場からは、仮に、無知と誤謬さえなければ、意志は必然的に善を欲求することが帰結する。したがって知性的な被

造物の欲求における悪は、結局は無知と誤謬、すなわち認識の欠陥に帰されることとなる。これは、一種の決定論であり、そこには厳密な意味では意志の自由が成立する余地はないようにも見える。しかしながら、実際にトマスは、このような決定論的な立場をとっているのであろうか。

ところで、天使とは無知と誤謬を免れた純粋に知性的な被造物である、とされる。だとすれば、天使の罪は、無知と誤謬のない、その意味で純粋に自由な状態における罪であることになる。この小論の意図は、この「天使（悪霊）における罪」ということの意味をトマスがいかにか理解していたか、ということのできる限り正確に跡づけることにより、このことがらが、「自由」と「主知主義」、恩寵と自然本性、といった問題圏といかなるかかわりを持つか、という点についてのトマスの思索の一端を明らかにすることにある。これに先だててまず、トマスは天使というものの本性をいかなるものと考えていたのか、必要な限りで概観しよう<sup>2)</sup>。

## 2 トマスにおける天使

### (1) その知性と認識

天使は、トマスにあっては、神と人間との間にあって中間的な地位を占めている、と言ってよい。トマスは、知識 *scientia* に三つの種類を区別する (S. T. III q. 9 a. 4)。すなわち、「至福的知識 *scientia beatifica*」, 「生具的、注賦的知識 *scientia indita vel infusa*」, 「獲得的、経験的知識 *scientia acquisita vel experimentalis*」がそれである。天使の知性に対比的な知識は、このうちの「生具的知識」である。「至福的知識」は、「それによって神の本質そのものが見られるところの」知識であり、神のみに固有であり親和的である。「獲得的知識」は、人間的な本性に親和的な知識であり、魂に内在する能動知性の働きによって可感的な事物についての表象から抽象された可知的形象による知識である<sup>3)</sup>。

天使は非質料的な自存形相であるが、その「単純性 *simplicitas*」において神との間に相違がある (S. T. I q. 54)。トマスにあって、「知性認識の働き

intelligere」と「実体 substantia」と「存在 esse」とが同一である、という形での単純性が成立するのは神の場合のみであり、こうしたことは被造物には不可能である。神の知識には、神が、自らの本質を可知的形象として、諸事物を知性認識することが含まれる。しかし、被造物である天使は神ほどの単純性を備えていないので、神のように諸々の事物を自らの実体によって知性認識するのではない。

しかしながら、天使の知識は「獲得的知識」、すなわち人間の知識のように質料的事物についての表象からの抽象により得られた可知的形象による知識でもない。天使の自然本性的認識は、その創造と同時に神から刻印されたところの本具的 connaturales な可知的形象による。すなわち、神の御言葉 Verbum Dei において永遠このかた存在していたものは、一方においてものそれぞれの固有の本性における自存へ流出するとともに、他方において天使の知性のなかへ流出している、とされる。この天使の知性への流出は、神が自然的存在において産出する諸事物の似姿を天使の精神に刻印したことによる。天使は刻印された形象により、他の霊的被造物、物的被造物を認識する (S. T. I q. 56 a. 2)。

ここで、天使の認識には、人間の認識には認められないような完全性が認められていることに注意したい。

まずトマスによれば、天使は自らの自然本性的な力をもって神を認識することができる、とされる (S. T. I q. 56 a. 3)。天使の自然本性的神認識は、天使が自己の本性に神の像という似姿が刻印されていることによる。これに対して、人間の自然本性的能力に基づく神認識は、「認識される事物の似姿が、事物から直接ではなく、別な事物から得られる」という様態に基づく。人間の自然本性的な認識に属するかぎりでのそれは、被造物を通じての、原因性による、神についての間接的な知識に基づくものである (S. T. I q. 12 a. 4, a. 12, q. 88 a. 3)。それは、鏡において見るような認識である。これは、先に見たとおり、感覚的な表象を媒介とする認識であり、そこに無知と誤謬が混入する余地がある。

また、自然本性的様態において事物に適合、排除されることがらについて天使の知性に偽はない。したがって、全宇宙において自然本性の秩序に属することがらについて、天使には誤謬は存在しないことになる (S. T. I q. 58 a. 5)。

## (2) その意志と愛

ついで、天使の意志に目を転じよう。まず、純粋に知性的な存在者である天使において存在する欲求は意志のみであり、人間におけるような「怒り *irascibilis*」とか「欲情 *concupiscentia*」といった感覚的欲求は存在しない (S. T. I q. 59 a. 4)。したがって、天使には感覚的欲求の情念に由来する悪、すなわち、アリストテレスがアクラシアと呼ぶ、理性の秩序からの逸脱はあり得ない。

また、天使の意志に関連して注目されるのは、天使は自然本性的愛によって、自分自身を愛する以上に神を愛する、とされていることである (S. T. I q. 60 a. 5)。

この「自然本性的愛」とは、「自然本性的に目的として望む善」への傾向性という意味の「愛」であり、無生物（たとえば火が上方へ向かうことのような）にまで適用されるきわめて広い概念である。トマスによれば、「自然本性的愛」は神からの「自然本性的善」の分与 *communicatio* に基づくものであり、この自然本性的愛により、天使や人間のごとき知性を具有する被造物のみならず、全ての被造物は自分自身よりも神を愛する、とされる。それはちょうど、手は全身の保存のために自らを差し出すように、いかなる部分も自らに固有な特殊的善よりも全体の共通的善を自然本性的に愛する、ということによる。神は最高の共通的善だからである (*ibid.*, II-II q. 26 a. 3)。つまり、「自然本性的愛」によって神を愛する、ということは、被造物がその自然本性的欲求にしたがうことにより、「すべてのものの共通善」たる限りでの神を愛する、ということである。

もとより、この「自然本性的愛」には、把捉を有さない無生物、感覚的把

捉のみを有する非理性的動物、そして知性を有する人間、天使という存在者の階層に応じて段階がある (S. T. I-II q. 26 a. 1)。知性を具有する人間、天使の場合の「自然本性的愛」は、究極目的（至福）を欲する「自然本性的意志」の働きを意味することになる (S. T. I q. 60 a. 2)。

ただし、この「自然本性的愛」とは、必ずしも神を神と知った上で、選択的にこれを受する、という意味での愛ではない。自然本性的愛は、仮にそれが恩寵のもとにあったとしても、カリタスとは別個のものである (S. T. I q. 60 a. 5)。

### (3) 天使の本性の完全性と未確定性

以上に見たとおり、天使の知性と意志とは、知性的存在者としての一つの完成したあり方を示している。宇宙の自然本性的秩序に属することがらについて、天使には無知と誤謬は存在しない。また、天使は自らの自然本性的な力によって、自己の本性の中に刻印された神の像という似姿を通して、神を直接に認識することができる。そして、天使は神を「すべての善の根源、すべてのものの共通善であるところの自存する善」として知ることにより、「自然本性的愛をもって、自分自身を受する以上に神を受する」のである。

天使の為すべき善は、その創造の後、ただ一回のカリタスの行為をなすこと、つまりその自由意思の行為において神を選択的に愛することのみである (S. T. I q. 62 a. 5)。恩寵のもと、この最初の瞬間の功績の行為により一旦正義についた天使は、至福に到ることにより、もはや罪を犯すことのない、その確定的なあり方と与えられることになる (S. T. I q. 62 a. 8)。

にもかかわらず、天使が善を欲することは、必然ではないのである。天使の真実の至福、つまり神の本質を見ることは、天使の本性には属さない。神の本質の現前による認識は、自然本性的にはいかなる被造物にも不可能である (S. T. I q. 56 a. 3)。そして、その至福への過程において、つまり神との関係が問題となるような場面で、天使の本性は未確定なのである。先に見た通り、神への「自然本性的愛」とは、必ずしも神を神と知った上で、選択的に

これを愛する、という意味での愛ではない。選択的な愛はあくまでも自由に委ねられており、知性的な被造物はこれを拒むことが可能である。そして、自然本性の秩序に属することがらについて、天使には無知と誤謬は存在しないにしても、「超自然的な神の定め *ordinatio*」にかかる事柄については話は別である。正しい意志を有し、一旦至福に達した善天使の場合には、「超自然的様態で事物に属する事柄」に対し神の定めを顧みずに認識を試みようとならないので、その知性に偽、誤謬はない。これに対し、ここで問題となる倒錯せる意志をもつ悪霊の場合、知性を神の智慧から逸脱させるのである (S. T. I q. 60 a. 5)。そしてこのような天使の本性の未確定性が浮彫りにされるのが、天使の罪、つまり、天使が錯誤を犯して悪霊に墮した、という場面に他ならない。

### 3 天使の罪

#### (1) 天使の罪の可能性——被造性の境位

では、いよいよ天使の罪とその様態とについて具体的に見てゆくことにしよう。

『神学大全』第一部第六十三問題第一項において、まず、トマスは天使が罪を犯す、ということが生じる可能性の問題を扱っている。結論として彼は、天使のみならず、他のいかなる理性的な被造物も、その純然たる自然本性における条件下で考察されるならば、罪を犯す *peccare* ということがありうる、とし、「罪を犯し得ない」ということが被造物に適合するのは恩寵の賜物 *donum gratiae* に基づくのであり、その自然本性的な境位 *conditio* に基づくのではない、と述べている。このことの原因をトマスは次のように説明する。

まず彼は、特に道徳的な文脈で「罪を犯す」と訳される '*peccare*' という概念について、単に「道徳的なことがら *moralia*」にとどまらず、自然本性的なことがら *naturalia*、技術的なことがら *artificialia*、までも含めた、したがって「罪」というよりは「過ち」一般というべき、きわめて広い意味で押

さえた上で、これを「働き *actus* が当然持つべき正しさからはずれること」*declinare a rectitudine actus quam debet habere* である、と規定している。そして、大工の手による材木の切断という技術的な働きの場面をモデルとして、「その働きの規準 *regula* が能動者の力そのものに他ならない働き」のみが「正しさから逸脱することが不可能な働き」である、ということを示す。

次いで、「神の意志のみが自らの働きの規準たり得る」というテーゼが示される。その理由づけとして、「神の意志のみがより上位の目的にまで秩序づけられていない」ということが挙げられる。無論ここには、目的性が働きの規準を与える、という前提が示唆されている。被造物の意志の究極目的は神の意志に属する。ゆえに、被造物の意志は、神の意志に規正される限りにおいてのみ自らの働きに正しさを持つことになる。そしてここから、罪が存在し得ないのは神の意志のみであって、被造物の意志は、自らの自然本性の境位 *conditio naturae* に従って罪の可能性を持つ、ということが結論づけられる。

## (2) 欲求における悪の可能性——『悪について』第十六問題第二項

『神学大全』第六十三問題第一項において、理性的被造物の意志における罪の可能性について論じられていることから、『正規討論集一悪について』第十六問題第二項において、欲求における悪の可能性という形でより一般的な場面で問題とされている。このテキストにおいてトマスは、天使における罪の可能性の意味と位置づけを示唆している。

ここでトマスは、「欲求とは欲求の対象への一種の傾向性に他ならない」というきわめて一般的な場面設定から出発する。そして、「欲求は、感覚によって、あるいは知性によって把捉された諸善について以外に存しない」がゆえに、「ちょうど自然本性的欲求が自然本性的形相にしたがうように、感覚的、あるいは理性的、ないしは知性的欲求は、把捉的形相にしたがう」というおなじみの「主知主義的」なテーゼを主張する。そして、このテーゼに基づいて、「悪が欲求において生ずるのは、欲求がこれをもたらす把捉と一

致しないことからである、ということ是不可能」である、とし、悪が欲求において生ずるのはそれが「何らかの上位の規準と一致しないことによる」と主張する。

そこで、欲求の傾向性をもたらす把捉が、何らかの上位の規準によって規正されるべきであるか否か、という点に基づいて場合分けがなされる。もし、欲求がそれによって規正されるべきであるような上位の規準を有さないならば、そのような欲求においては悪が存しえないことになる。トマスによれば、こうしたことは二つの場合において起こる。

その一つは、言うまでもなく先に述べられた神の場合である。神の知性は、それによって規正されるような、上位の規準を有さない。それゆえ、神の欲求ないし意志において悪が存在することは不可能である。

もう一つは、非理性的動物の場合である。非理性的動物の把捉もまた、それに基づいて規正されるべきであるような上位の規準を有さず、それゆえに、非理性的動物の欲求においても悪が存在することは不可能とされる。なぜなら、「このような種類の動物が、欲情へ、あるいは怒りへと、感覚的に把捉された形相にしたがって動かされる、ということは善いことだから」だという。そして、ディオニシオスの『神名論』第四章の権威に依拠して、「攻撃的であることは犬の善である」としている。無論、この「善」はトマスのいわゆる「個別的な善」であり、それゆえに他者にとっては（「付带的に」）「悪」であることの可能性を排除しないであろう。しかし、少なくとも当の動物自身にとっては「端的な善」なのである。

これに対して、人間においては、上位の規準によって規正されるべき二重の把捉が存する、と指摘される。というのは、人間のうちには感覚的認識と理性による認識とが存するが、感覚的認識は理性によって規正されねばならず、理性の認識は智慧 *sapientia* ないしは神の法 *lex divina* によって規正されねばならないからである。

それゆえ、人間の欲求において二通りの様態で悪が存在しうることになる。一つの様態は、感覚的な把捉が理性によって規定されないことによる悪



であり、「人間の悪は理性に反することである」とするディオニシオス『神名論』第四章の権威に対応する。もう一つの様態は、人間的理性が、智慧ないしは神の法にしたがって規正さるべきであるのに、これにしたがわないことによる悪であり、「罪とは神の法の違反である」とするアンブロンシオスの権威に対応する。

ところで、物体から分離された諸実体、つまり天使においては、ただ一つの認識、すなわち知性的な認識のみが存し、これは神の智慧の規準によって規正さるべきものである、とされる。それゆえに、かかる諸実体の意志において悪が存在しうるのは、上位の規準、すなわち神の智慧の規準にしたがわないことによる。そして「悪霊たちは意志によって悪であった」と言われるのは、この様態にしたがってのこと、とされるのである。

以上の論述は示唆的である。ここに挙げられた非理性的動物、人間、天使、そして神という序列において、「欲求がそれによって規正されるべきであるような上位の規準」を有さず、それゆえ「その欲求において悪が存しえない」とされるのは、最下位にある非理性的動物と、最上位にある神である。

非理性的動物の欲求に悪が存しえないのは、彼らは感覚的な把捉と感覚的な欲求しか有していないからである。彼らの感覚的な把捉と欲求には「上位の規準」はない。

悪が存在しうるのは、知性をもち、その欲求が知性的欲求たる「意志」と呼ばれるような存在者において、のことである。言い換えれば欲求は「意志」という段階に至ってはじめて悪たりうるわけである。

しかし、神の意志にも悪はありえない。神の意志はそれ自身が究極の規準であるがゆえに、上位の規準をもたないからである。

かくして、上位の規準の下にありつつも意志を有する存在者たる人間と天使とに悪の可能性がある。そしてこの両者を分かちつのは、「上位の規準」が「神の智慧」のみであるのか、「理性」も加わるのか、という点である。言い換えれば、仮に、「理性の秩序」という規準に関して完全な人間が存在し

た、とするならば、天使はほぼこれと同等の存在者であることになる。事実トマスはこのような人間としてアダムを考えていたと思われる。

### (3) 天使と人間との相違——『神学大全』第六十三問題第一項異論四解答

ところで、上記の天使と人間との間の相違について別の角度から光を当てているのが、『神学大全』第六十三問題第一項異論四解答である。ここでトマスは、自由意思 *liberum arbitrium* の働きにおいて罪の存在しうる様態を二通りに区別する。

一つは、何らかの「悪」が選ばれる、ということに基づく罪である。「姦淫 *adulterium* というそれ自体として悪であるところのものを選ぶ」ことによる罪がその例である。

トマスによれば、このような罪は、「常に何らかの無知とか誤謬とかに発するもの」とされる。この「主知主義」的な主張をトマスは次のように説明している。

「姦淫者が誤るのは、あくまでも個別的なるもの *particulare* においてなのであり、彼は、すなわち、情念 *passio* とか能力態 *habitus* とかの傾向性に導かれて、無秩序な働きのこの快楽を、それがあたかもいま行なわるべき善であるかのごとくに選択するのである。たとえ、普遍的なるもの *universalis* においては、彼も誤ることがなく、このことについては真なる判断を失わないものであるとしても。」

これはほぼアリストテレスのアクラシア論に依拠し、これを吸収したもので、と言ってよい。そしてこれが、人間において見られる上述の「理性」と「感覚的把握」との間の規正関係の乱れの具体的内容である、と言ってよからう。

当然、天使には、かかる様態における罪はありえない。なぜなら、「理性とか知性とかがそれによって拘束されるごとき諸々の情念 *passio* は天使には存在しない」し、「最初の罪に先駆して、罪にまで傾向づけるごとき能力態 *habitus*」つまりは悪徳が存在するということもありえなかったからであ

る。

自由意思によって罪を犯すことの可能なもう一つの様態とは次のようなものである。

すなわちそれは、「それ自身としては善であるごときものを選択しているのではあるが、その際、然るべき尺度 *mensura* とか規準 *regula* とかへの秩序づけを守っていない」という場合である。トマスはここで「罪の機縁となった欠陥は、もっぱら、然るべき秩序づけを守らない選択 *electio* というものに存するのであって、選択された事物 *res electa* そのものには存しない」と指摘する。そしてトマスは、「ひとが、祈るということを選択するのではあっても、その際、教会の定めた秩序には留意しない」という場合をそのモデルとしている。

そしてトマスは、「天使が罪をおかしたのはこうした様態において」である、とする。すなわち悪霊となった天使は、自由意思によって本来的な善を選択し、これへの転回をおこなったのではあるが、その際ただ、神の意志による規準への秩序づけを守ることをしなかったのだ、と言う。

トマスによれば、この種の罪の前提をなしているのは「無知」ではなく、「当然考慮すべきことならについての考慮の不在」なのである。トマスはここに、みずからの「主知主義」的な原則にも、天使の知性の完全性にも抵触しない様態における「罪」の成立の可能性を求めようとしている。

#### (4) 「規準にしたがわない悪」と「主知主義」——意志の否定的自由

では、この「然るべき尺度とか規準とかへの秩序づけ」という「当然考慮すべきことならについての考慮の不在」ということと、いわゆるトマスの「主知主義」的な原則との関係はどうなっているのであろうか。ここで一旦天使論を離れ、トマスにおける知性と意志との関係、そして意志の自由をめぐる見解について簡単に触れておこう。

既述のごとく、一般にトマスは把捉と欲求との関係については、「欲求は、把捉的形相にしたがう」という標語が示すように、「主知主義」的な立場を

貫いているように見える。しかし、実のところその「主知主義」は意志と知性との関係についてのトマスの理解の一面に過ぎない。知性と意志との関係についてのトマスの見解は、「意志は知性に動かされるか」と題する『神学大全』二—一部第九問題第一項に示されている。

トマスによれば、靈魂の力が未決定であること、つまり「複数のことがら（選択肢）に対して可能態にある」という事態には二通りの様態が区別される。すなわち、(A)「行為するか、しないか」という様態と(B)「これをするか、あれをするか」という様態である。そして、その能力を動かす原理は、上記(A)つまり行為の実行、行使に関しては基体の側に由来し、上記(B)すなわち行為の性格決定に関しては対象の側に由来する、とされる。したがって靈魂の能力としての意志の未決定性（可能態性）には、(A)「欲するか、欲しないか」という行為の実行、行使に関する未決定性と、(B)「あれを欲するか、これを欲するか」という行為の種別化に関する未決定性とがあることになる。同項におけるトマスの結論は、この(B)の側面に限って、すなわち意志にその対象を提示するという仕方では、「知性の運動が意志を動かす」ことを認めるものである。しかし、(A)の側面に関しては、その運動は基体そのもの、つまりは意志の能力自身による、とされる。意志は目的にかかわるかぎりにおいて、自らを動かし、また他の靈魂の諸能力をも動かすのである(S. T. I-II q. 9 a. 1, a. 3)。つまり、トマスのいわゆる「主知主義」、意志に対する把捉の主導ということが成り立つのは、(B)の場面に限られるのである。これに対して、(A)の「欲するか、欲しないか」という場面に関しては、トマスは強い意味での意志の自由の可能性を示唆しているといえる。

目下問題とされている、「悪」を構成する「然るべき尺度とか規準とかへの秩序づけ」という「当然考慮すべきことがらについての考慮の不在」という事態は、この(A)の場面での意志の自由、つまりは「欲しない」ことも可能、という意味での意志の自由と関わっている。トマスが、この「悪」の

原因は意志の自由そのものであることを明言している箇所がある。それは『悪について』第一問題第三項である。ここでも大工による切断のモデルが用いられている。

「ある大工が、規準にしたがって正しく材木を切るべきであるのに、正しく切断しないとすれば、その悪しき切断は大工が規準と尺度を用いないという欠陥に起因することになる。同様に人間的な事象において、快樂やその他こうしたことがらは、理性の規準と神の法にしたがって計られ規正されねばならない。それゆえ、無秩序な選択に先立って、理性の規準と神の法とが用いられないということが意志のうちに観て取られる。」

そしてトマスは、このような規準の不使用について、その原因を遡及して探究する必要はない、と言う。「そのためには働きをなすこともなさぬこともできる意志の自由で充分である」と断言する。つまり、意志そのものが悪しき選択の原因なのである。もっとも、トマスによれば、規準に常に注意を向けていないことそれ自体は罪ではない。意志が選択の行為に向かう時に際して規準を用いないときに罪となるのである。

『悪について』におけるトマスは、『神学大全』において示唆された先の(A)の「欲するか、欲しないか」という点に関しての意志の自由に、はっきりと強い意味を与えている。実にトマスは、働きの行使という場面では、意志に「究極目的」たる「至福 beatitudo」についてすら考慮することを望まない自由をも認めている<sup>4)</sup>。その上で、こうした強い意味での意志の自由、その否定性としての自由に、意志をして上位の規準の拒絶せしむる原因を帰しているのがあった。

『悪について』の当該箇所での議論は、人間の「姦淫」について展開されたものである。トマスが好んで取り上げるこの事例は、アクラシアの事態を示すものであり、先に見た『神学大全』第六十三問題第一項異論四解答では、「無知と誤謬のもとに」生じる事態として扱われている。その限りでそれは純粹な自由な場面ではない。にもかかわらず、「上位の規準への考慮の不在」という角度から事態を見るならば、人間を動かすのは「善の相のもと

に捉えられた」外的な対象たる快樂ではなく、あくまでも人間の意志—「理性の規準」を逸脱したいわば欠如的な意志—そのものであることを示している。その限りで、トマスの立場は決定論的な「主知主義」の立場を脱している。

このように、「上位の規準への考慮の不在」という相において示される、否定的な形での強い意味での意志の自由は、そもそもアクラシアという事態がありえず、無知と誤謬から免れている天使の知性の完全性に抵触しない形での罪の可能性、つまりは純粹に自由な場面での罪の可能性の説明の根拠にもなるのである。

ところで、トマスによればこの「上位者からの規準が遵守されない」という事態は「傲慢 *superbia* の罪」の本質を構成する。ここから、トマスは悪霊の最初の罪の可能性は傲慢の罪のそれに他ならなかった、としている (S. T. I q. 63 a. 2)。

#### (5) 悪霊の罪—「神のごとくある」ということ

ところで、悪霊の罪の内実は何であったのか。差し当たりそれは「傲慢」である、とされるところでも、いかなる意味での「傲慢」なのか。

この問いに対する答えは、啓示と伝統の権威にしたがって「神のごとくであること *esse ut Deus* を欲した (S. T. I q. 63 a. 3 c.)」傲慢、ないしは「神と等しくあること *divina aequalitas* を欲した (Q. Disp. De Malo q. 16 a. 3 c.)」傲慢である、とされている。トマスは、かかる諸権威の結論には「一点の疑義も存しない」とした上で、悪魔はいかなる意味において「神のごとくであること *esse ut Deus* を欲した」のか、ないしは「神と等しくあることを欲した」のかを明らかにしようとする。

まずトマスは、これを「同等性 *aequalitas*」という意味、『悪について』での表現によれば「絶対的な仕方 *absolute* で神と等しくあること」という意味に解することは不可能である、とした上で、悪魔の罪を「神に固有なことから」を欲する、という意味で、彼が「神との類似性」、ないしは「神と等し

くあること」を欲したことのうちに求めている。

『神学大全』の記述によれば、悪魔の罪、すなわち「悪魔が神のごとくであることを欲した」ということの意味について差し当たり二つの解釈の可能性が提示されている。

まず、①「自らの自然本性の力でもって到達することのできるところのものを至福の究極目的として欲したということ、そしてそれによって、神の恩寵に由来する超自然的な至福から自らの欲求を離反させたということにある」とする見解が示される。

次いで②「たとえ恩寵に基づいて与えられる神の似姿を究極目的として欲したにしても、彼はあくまでもそれを自らの自然本性の力によって持つことを意志したのであり、決して神の按排 *dispositio* に基づく神の助力にこれを仰ぐことを意志しはしなかった、というところにある」とする見解が示される。

自己の自然本性の内に自閉する①と、一応は「恩寵の秩序」を志向するかに見える②とでは意味が異なるように思われるが、トマスはこの両者の相違をほとんど意識していない。①②という「二つの見解は、或る意味では一つに帰着する。両者いずれに従っても、悪魔は自らの（自然本性の）力によって終極的な至福 *finalis beatitudo* を持つ、という神に固有なことがらを欲したことになるのだからである」というのがトマスの最終的な結論であった。

そしてこの結論は、「悪魔は何らかの悪を欲求することによって罪を犯したのではなく、何か善いこと、すなわち終極的な至福を、当然したがうべき秩序によって、つまり神の恩寵によって追求するのではなく、欲求することによって罪を犯した」という、先に見てきた、トマスの「主知主義」と天使の知性の完全性に抵触しない形での悪の成立可能性の条件とも合致するのである。

#### 4 結 語

以上、「天使の罪」をめぐるトマスの論述についての考察は幾つかの示唆

を与えてくれた。

まず、純粋な自由の場面で生じる悪としての「天使の罪」は、トマスの「主知主義」は必然による決定論の世界を意味するのではなく、強い意味での意志の自由と表裏をなすものであることを明らかに示している。

トマスにとって、天使とは自然本性の秩序においては完全無欠な知性的存在者である。天使は無知と誤謬を免れ、また天使には感覺的欲求能力の情念による理性の秩序からの逸脱もあり得ない。その本性の完全性は、ほとんど善への必然的な運動に決定づけられる他はないかに見えるほどである。しかるに、このような完全性を与えられていてもなお、天使のうちのある者が罪を犯し、悪霊となった、とされる。

トマスは、この「天使の罪」という事態を、欲求は把握にしたがう、という自らの「主知主義」的前提、そして「純粋に知性的な実体」であるところの天使的知性の完全性の概念に抵触することなく示していた。彼はこの天使の罪を、自己の「終極的な至福」という善の追求の場の中に位置づける。そしてその善の追求のいわば様態の問題として、「恩寵によってこれを追求すべきである」という「上位の規準」への秩序づけへの「考慮の不在」という形でこれを提示する。そこでクローズアップされてくるのは、後期のトマスが『神学大全』においては暗示的に、『悪について』においては明示的に認めていた、上位の規準の拒否という場面に示される強い意味での意志の否定的自由であった。

また、「天使の罪」は、自然本性の秩序と恩寵の世界との間の断絶をも示している。自然本性の世界は、必然性の支配する世界であるのに対し、恩寵の世界は自由が要請される世界である。トマスによれば、知性的被造物は自由をもって自然本性の世界を超越し、恩寵の世界へと参与すべきものとして創造された。しかし、その自由とは悪への危険を影に秘めた自由であった。自由は、自然本性の世界というある意味で完結し、安定した世界秩序の破れ目を意味する。自然本性の秩序においては完全無欠な存在者として想定された天使に「罪」が発生するのはまさにその破れ目においてであった。しか



も、皮肉にもその「罪」の内容は、自然本性の秩序の内に自閉することだったのである。

### 註

- 1) 筆者の管見するところ、天使およびその罪について正面から扱った研究は多くないが、注目されるのは J. マリタンである。マリタンは、トマスにおける「悪」、就中知性的存在者の「罪」の存在の意味を「自由」の代償として位置づけ提示している。筆者はかかるマリタンの理解に共感を覚えるものであるが、この小論では一歩を進め、その問題とトマスのいわゆる「主知主義」との関係の解明を目指すことを意図している。マリタンの所説については以下を参照。

Jacques Maritain; *St. Thomas and the Problem of Evil* 邦訳『聖トマスと悪の問題』稲垣良典訳 1957, ヴェリタス書院 p. 28

Jacques Maritain; 'Le péché de l' Ange' (*Revue Thomiste*, 1956, no. 2), *The sin of the Angel* (tr. William L. Rossner, S. J., 1959, The Newman Press)

- 2) 天使の本性についてのより詳細な概観については、以下の拙稿を参照。  
『神学大全』における天使の知性的本性について」(三重大学教育学部研究紀要, 第46巻, 1995, pp. 49-60)
- 3) 人間におけるかかる認識の様態の意味と限界性については、以下の拙稿を参照。  
「トマス・アクィナスにおける『能動知性』と『個としての人間』」(『哲学』第47号, 日本哲学会, 1996, pp. 197-206)
- 4) dico autem ex necessitate quantum ad determinationem actus, quia non potest velle oppositum; non autem quantum ad exercitium actus, quia potest aliquis non velle tunc cogitare de beatitudine; Q. Disp. De Malo q. 6 c. なお、この意志の否定的自由については、宮内久光氏の以下の論放より示唆を得た。  
宮内久光「自由と悪」(『西日本哲学年報』第三号, 西日本哲学会, 1995)